

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第334号)

平成16年11月16日

横情審答申第334号

平成16年11月16日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年2月7日道路第1286号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「（1）京塚橋歩道橋の階段部分（別図）の引受検査図書一式（2）（開示請求書添付の）別紙道路に係る竣工検査、引受検査図書、移管図書、供用開始図書、認定図書のうち佐江戸北山田線の「引受検査図書」部分」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)京塚橋歩道橋の階段部分(別図)の引受検査図書一式(2)(開示請求書添付の)別紙道路に係る竣工検査、引受検査図書、移管図書、供用開始図書、認定図書のうち佐江戸北山田線の「引受検査図書」部分」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1)京塚橋歩道橋の階段部分(別図)の引受検査図書一式(2)(開示請求書添付の)別紙道路に係る竣工検査、引受検査図書、移管図書、供用開始図書、認定図書のうち佐江戸北山田線の「引受検査図書」部分」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成14年9月13日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書に係る事業内容について

本件は、港北ニュータウン事業により、住宅・都市整備公団(当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。)施行による土地区画整理事業で、宅地造成工事及び道路等の公共施設整備は、公団が施行している。

横浜市は、整備された道路を公団から引継ぎ、道路法(昭和27年法律第180号)による認定、区域決定及び供用開始の告示を行い、公道として管理している。

(2) 非開示とした理由

港北ニュータウンの道路工事は、宅地造成工事の一部として検査が行われており、それ以外に検査は行われていない。

異議申立人(以下「申立人」という。)の請求している引受検査図書とは、宅地造成工事の検査とは別に、道路の移管を受ける際に検査が行われているはずだという主張を元に請求されたものだが、本市として取得しておらず、また独自に作成もしてい

ないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 横浜市は非開示理由として、引受検査図書については取得し、又は作成しておらず、保有していないためと主張しているが、港北ニュータウンにおいては、引取検査は実際に行われている。土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）に則って自ら行った検査である以上、取得も作成もしていないということはありません。
- (2) 事務取扱要綱には、「次の図書を添付して道路管理者に送付するとともに両者が現地立会いを行い、道路管理者の検査を受けるものとする」と規定している。申立人は、この現地立会いの資料を要求している。
- (3) 横浜北部新都市中央地区土地区画整理事業の施行に伴う公共施設等の整備に関する協定（以下「協定」という。）の第9条も事務取扱要綱第11条とまったく同一の内容を示しており、ここでも現地立会い検査（引受検査）が路政課等によって実施されていることが明示されている。
- (4) 確認書解説によれば、「竣工検査がそのまま引取検査とみなせるよう両局間で協議し検討するものとする」とあり、引取検査の存在が示されている。なお、請求対象の2道路は、現実にも工区ごとの使用収益開始が行われている。
- (5) 横浜市は、港北ニュータウンの道路工事は宅地造成工事の一部として検査が行われていてそれ以上に検査は行われていないと主張しているが誤りである。横浜市が主張している検査は、正式名を宅地造成に関する工事の一部完了検査といい、合同検査と呼ばれているが、この合同検査に先立って、道路局による独自の完了（竣工）検査が行われている。このときに交付されるものが道路工事検査済書である。
- (6) 宅地造成に関する工事の一部完了検査は、引受検査ではない。このことは、次のことから明らかである。引受検査には、道路を受け取る当事者（路政課）と現場の管理者（土木事務所）が立ち会うことは、協定に示されている。しかし、宅地造成に関する工事の一部完了検査には、2者とも立ち会っていない。また、添付書類の目次を見ても引受検査と宅地造成に関する工事の一部完了検査の差は歴然としている。これらのことから、宅地造成に関する一部完了検査は、立会（受取り）検査ではあり得ず、事務取扱要綱第11条に則った立会い検査はどこかに存在するはずである。

(7) 引受（立会い）検査図書は三部提出されているので、路政課、土木事務所、維持課（又は都市計画局）のどこかに一つくらい存在するはずである（引受検査図書は本来管理引継図書に収納されるので永年保存文書である）。なお、同じ公共施設である緑道、公共下水道については、引継検査は実際に実施されており、道路に限り例外が許されることはありえない。それでも、なお、文書不存在とするならば改めて正確な不
存在理由を説明してほしい。

(8) 港北ニュータウンの道路については、事業完了後5年も経たない時点からいつ完成したかすら分からない状態である。道路工事検査済書は誤って廃棄したと告げられたので、しかたなく道路工事検査済書台帳を求めても作成していないとされ、事実上の供用開始（一般交通の用に供される）の時期を請求しても非開示とされ、（管理引継時に実施されるべき）引受検査図書を求めても、このように不
存在とあつては住民はたまらない（本来、道路の履歴は分かるものと建設省は言っている。）。

このような横浜市の不手際とも言うべき文書不存在による不利益を住民のみが蒙ることは不合理である（その一方で、規則があるので規則どおり中間検査は実施されたと推測した等、資料も示さずに自らの遵法を前提にした推測を主張するのは横暴に過ぎる。）。

(9) 引受検査は、京塚橋歩道橋、佐江戸北山田線のいずれに対しても実施されている。

検査記録簿には、佐江戸北山田線については道路引継下検査、橋梁M・O・P・W・Xについては竣工及び引継検査が行われたことが示されている。

(10) 竣工検査、引受検査の対象は、すべての道路であり、都市計画道路、区画道路（9m、4.5m、3m）、歩道、階段、橋等が含まれ、市発注、公団発注の区別がない。

(11) 実際に京塚橋歩道橋についても道路検査済書が存在し、引受検査、竣工検査、合同検査の存在を示している。

(12) 答申第316号（京塚歩道橋の供用開始の届出の有無）は、引受検査は実施されていない、横浜市は歩道橋の使用時期を認知しなかったとしているが、この判断（実施機関の主張）は、検査記録簿及び道路検査済書と矛盾すると言わざるを得ない。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、宅地造成工事についても公団が施行している。

港北ニュータウン（第二地区）宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法

律第 191 号)に基づき昭和 53 年 9 月 30 日第 52 規 1134 号で横浜市と公団の間で協議が成立している。

宅地造成に伴う道路工事は、宅地造成工事の一部として取り扱われている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、「(1)京塚橋歩道橋の階段部分(別図)の引受検査図書一式(2)(開示請求書添付の)別紙道路に係る竣工検査、引受検査図書、移管図書、供用開始図書、認定図書のうち佐江戸北山線の「引受検査図書」部分」であるが、諮問後に、実施機関から、非開示決定通知書に記載した「佐江戸北山線」は誤りであり、正しくは「佐江戸北山田線」であるとの説明があったため、当審査会で確認したところ、確かに「佐江戸北山田線」が正しいことが認められたため、改めて本件申立文書は、「(1)京塚橋歩道橋の階段部分(別図)の引受検査図書一式(2)(開示請求書添付の)別紙道路に係る竣工検査、引受検査図書、移管図書、供用開始図書、認定図書のうち佐江戸北山田線の「引受検査図書」部分」(以下「本件申立文書」という。)とする。

本件申立文書の対象道路の一つである京塚橋歩道橋とは、港北ニュータウン第二地区にある歩道橋であり、港北ニュータウン土地区画整理事業の事業施行者である公団が港北ニュータウン土地区画整理事業の中で整備したものであり、階段部分についても同様である。

本件申立文書のもう一つの対象道路は、開示請求書に添付されている文書に示されている市営地下鉄センター南駅に面する佐江戸北山田線の一部区間である。この佐江戸北山田線の一部区間は、港北ニュータウン第二地区内に位置しているが、京塚橋歩道橋とは違い、横浜市が公団に工事を発注して整備した道路である。

実施機関は、本件請求文書である引受検査図書を、道路の移管を受ける際に行われた検査に係る文書であると判断し、そのような行政文書は取得も作成もしていないため不存在として非開示決定をしている。当審査会は、この実施機関の判断を踏まえ、申立人が求めている引受検査図書とはどういう文書を指すのかについて検討を行った。一般的に考えると、実施機関の判断のとおり、工事が完了した道路を、道路整備者から横浜市に引き継ぐ際に行われる検査に係る文書であると推測される。しかし、申立人は、異議申立書に、事務取扱要綱に則った検査という記載をしていることから、事務取扱要綱に規定されている道路の管理引継時の検査の資料を求めていると考えられる。そのため、引受検査図書とは、道路管理引継時及び道路引継時の検査に係る文書

であると解釈することとした。

したがって、本件申立文書は、京塚橋歩道橋の階段部分及び佐江戸北山田線の一部区間における、道路管理引継時及び道路引継時の検査に係る文書であると判断した。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、港北ニュータウンの道路工事は、宅地造成工事の一部として、検査が行われており、それ以外の検査は行われていないと主張している。それに対して、申立人は、横浜市が主張する宅地造成に関する工事の一部完了検査とは別に、引受検査が行われているはずであると主張し、その根拠として事務取扱要綱第11条及び協定第9条の規定を掲げている。

イ 事務取扱要綱第11条は「将来公道となる予定の事業道路の工事が完了し、常時良好な状態が保てるよう整備され、一般交通の用に供しても支障とならない程度に物的施設が整備されたにもかかわらず、道路法上の道路とするに至らないときは、事業施行者は、道路管理者と協議して、その事業道路の管理を道路管理者に引き継ぐことができる。2 前項に規定する事業道路の管理引継ぎは、事業施行者が道路管理引継書に次の図書を添付して、道路管理者に送付するとともに両者が現地立会いを行い、道路管理者の検査を受けるものとする（以下省略）。」と規定している。

また、同要綱第2条では、「事業道路とは土地区画整理事業のために造成される道路をいう。」と規定している。

申立人は、この事務取扱要綱第11条及び協定第9条の規定が引受検査が実施されたことを示しており、故に引受検査図書は存在しているはずであると主張している。

ウ 当審査会が、この申立人の主張について実施機関に確認したところ、次の説明があった。

(ア) 事務取扱要綱第11条第1項は、土地区画整理事業で整備した道路を完成後も道路法上の道路とするに至らないときに、管理の引継ぎを受けることを意味している。しかし、港北ニュータウン第二地区における実際の事務では、道路自体を公団から引継ぎ、道路法上の道路とする手続きをとった。そのため、事務取扱要綱第11条第1項の規定する道路の管理の引継ぎは行わず、事務取扱要綱第11条第2項に規定している管理引継時の検査は実施しなかった。また、道路自体を引き継いだ際にも引受検査は実施していない。

(イ) 佐江戸北山田線の一部区間は、土地区画整理事業で整備した道路ではないため事務取扱要綱は適用されない。工事完了後、道路工事受注者である公団から、道

路法上の道路とするために引き継いだものであり、その際にも引受検査は行って
いない。

エ 当審査会は、両者の主張を踏まえ検討を行った。

申立人は、事務取扱要綱第11条及び協定第9条の規定を引受検査が実施された根
拠として示している。しかし、協定は横浜北部新都市中央地区土地区画整理事業に
ついて規定しているため、港北ニュータウン第二地区に存在する京塚橋歩道橋の階
段部分及び佐江戸北山田線の一部区間には適用されない。

また、事務取扱要綱第11条は、土地区画整理事業で造成される道路についての規
定であるため、港北ニュータウン土地区画整理事業の中で整備された京塚橋歩道橋
の階段部分は対象となるが、土地区画整理事業とは別に整備された佐江戸北山田線
は対象とならない。

オ 京塚橋歩道橋の階段部分について

実施機関は、道路法上の道路とするために道路そのものの引継ぎを受けたため、
道路法上の道路とするに至らないときに管理のみを引き継ぐという事務取扱要綱第
11条の規定は採用しなかったと主張している。

当審査会では、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第310号において、そ
の存在を確認している京塚橋歩道橋の階段部分の引継関連文書について、改めて見
分したが、当該文書には京塚橋歩道橋の階段部分を引き継ぐ旨の記載は認められた
が、引継時の検査に係る記載は認められなかった、また、この他に道路引継時に検
査を行ったことを推認させる資料の存在は認められず、道路引継時の検査に係る文
書が他に存在するという確証は得られなかった。さらに、港北ニュータウン第二地
区の土地区画整理事業で造成された道路については、道路法上の道路とするために
道路の引継ぎを受けたため、道路法上の道路とするに至らないときに管理のみを引
き継ぐという事務取扱要綱第11条の規定を採用しなかったという実施機関の説明に、
特段不合理な点を認めることはできないことから、京塚橋歩道橋の階段部分につい
て事務取扱要綱第11条の規定に基づき管理引継時の検査が行われたとは判断できず、
管理引継時の検査に係る文書が存在することを認めることはできなかった。

カ 佐江戸北山田線の一部区間について

佐江戸北山田線の一部区間については、前述のとおり事務取扱要綱第11条の適用
は受けない。発注した道路工事の完了後、工事受託者から、成果物であるところの
完成した道路の引継ぎを受けることは一般的な工事委託契約の事務であると考えら

れる。

佐江戸北山田線の一部区間については、公団から横浜市に平成9年1月31日に道路引継依頼書が提出され、平成9年3月5日に市道路の区域変更及び供用開始の告示がなされていた。道路引継依頼書を見分したが、道路引継依頼書中に道路引継時の検査に係る記載は認められなかった。

申立人が提示している検査記録簿を見分したところ、佐江戸北山田線に道路引継下検査が実施されたとの記載が認められた。そこで、当審査会において関係文書を見分したが、この他に引継検査の実施についての記録を確認することはできなかった。引継検査が実際に行われたか否かはともかく、当審査会としては、佐江戸北山田線の引継時の検査に係る文書が存在することを認めることはできなかった。

キ また、申立人は、確認書解説の記述の中に引取検査の存在が示されていると主張しているが、確認書解説の「・・・竣工検査がそのまま引取検査とみなせるよう両局間で協議し検討することとする。」は、都市計画局港北ニュータウン建設事務所の道路担当が行う完了検査を道路管理者が行ったものとみなせるよう、都市計画局及び道路局で協議するという意味であると考えられ、引取検査の存在を示すものであるとは言えない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書について条例第2条第2項に規定する行政文書は存在しないとして、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年2月7日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年2月21日 (第7回第二部会) 平成15年2月25日 (第7回第一部会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年6月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年8月27日 (第43回第二部会)	・審議
平成16年9月10日 (第44回第二部会)	・審議
平成16年10月8日 (第46回第二部会)	・審議
平成16年10月12日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成16年10月29日 (第48回第二部会)	・審議